

大口町告示第145号

大口町ディスポーザ排水処理システム標準取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和1年12月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町ディスポーザ排水処理システム標準取扱要綱の一部を改正する
要綱

大口町ディスポーザ排水処理システム標準取扱要綱（平成18年大口町告示第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成2年大口町条例第12号）第5条及び」を削る。

第3条中「大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する規則（平成2年大口町規則第9号）第2条又は」を削る。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。